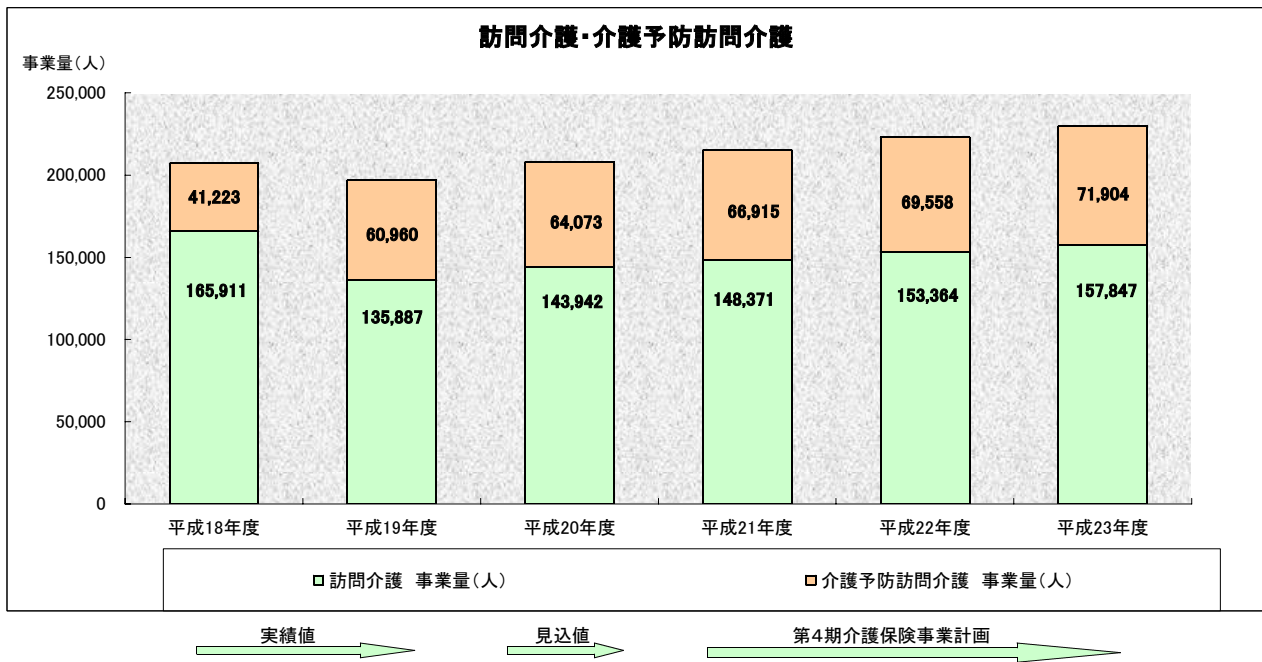


資 料 編

■ 居宅・予防サービスの事業量見込の推移
 訪問介護・介護予防訪問介護の事業量見込の推移

(年間)

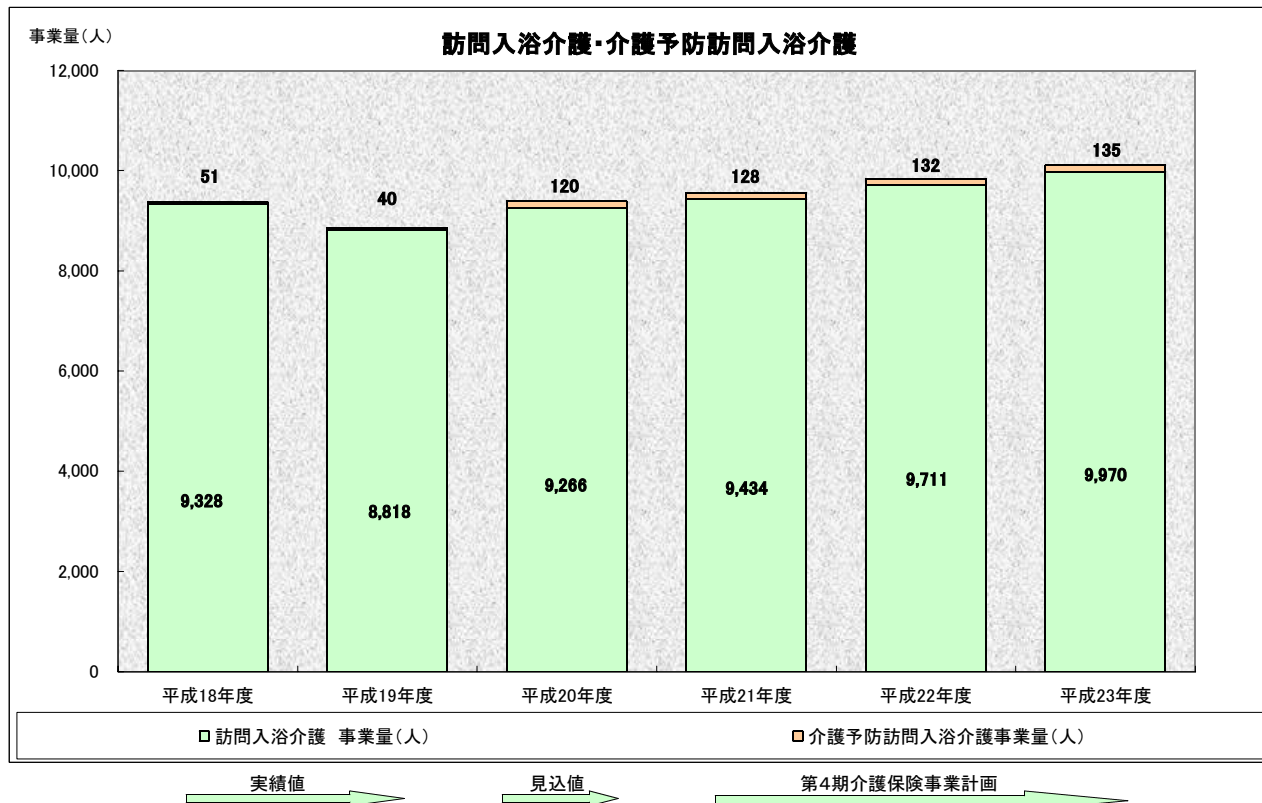
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護 事業量 (人)	165,911	135,887	143,942	148,371	153,364	157,847
介護予防訪問介護 事業量 (人)	41,223	60,960	64,073	66,915	69,558	71,904



訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の事業量見込の推移

(年間)

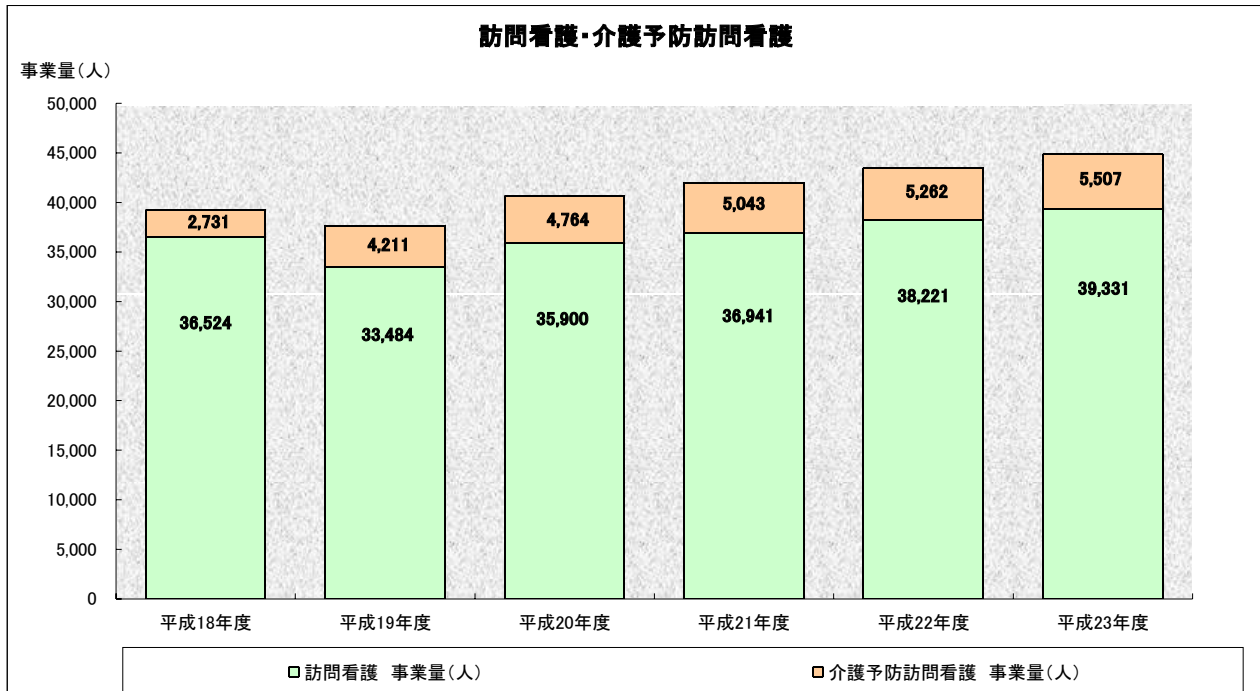
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護 事業量 (人)	9,328	8,818	9,266	9,434	9,711	9,970
介護予防訪問入浴介護 事業量 (人)	51	40	120	128	132	135



訪問看護・介護予防訪問看護の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護 事業量 (人)	36,524	33,484	35,900	36,941	38,221	39,331
介護予防訪問看護 事業量 (人)	2,731	4,211	4,764	5,043	5,262	5,507

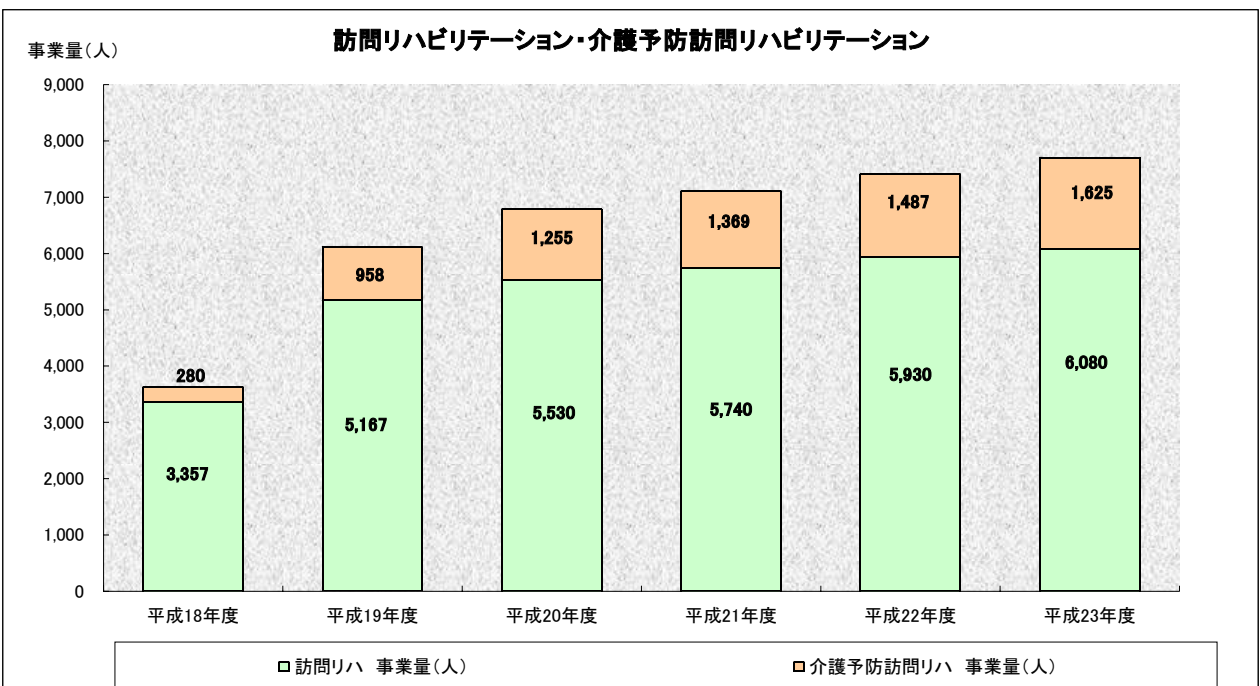


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリテーション 事業量 (人)	3,357	5,167	5,530	5,740	5,930	6,080
介護予防訪問リハビリテーション 事業量 (人)	280	958	1,255	1,369	1,487	1,625

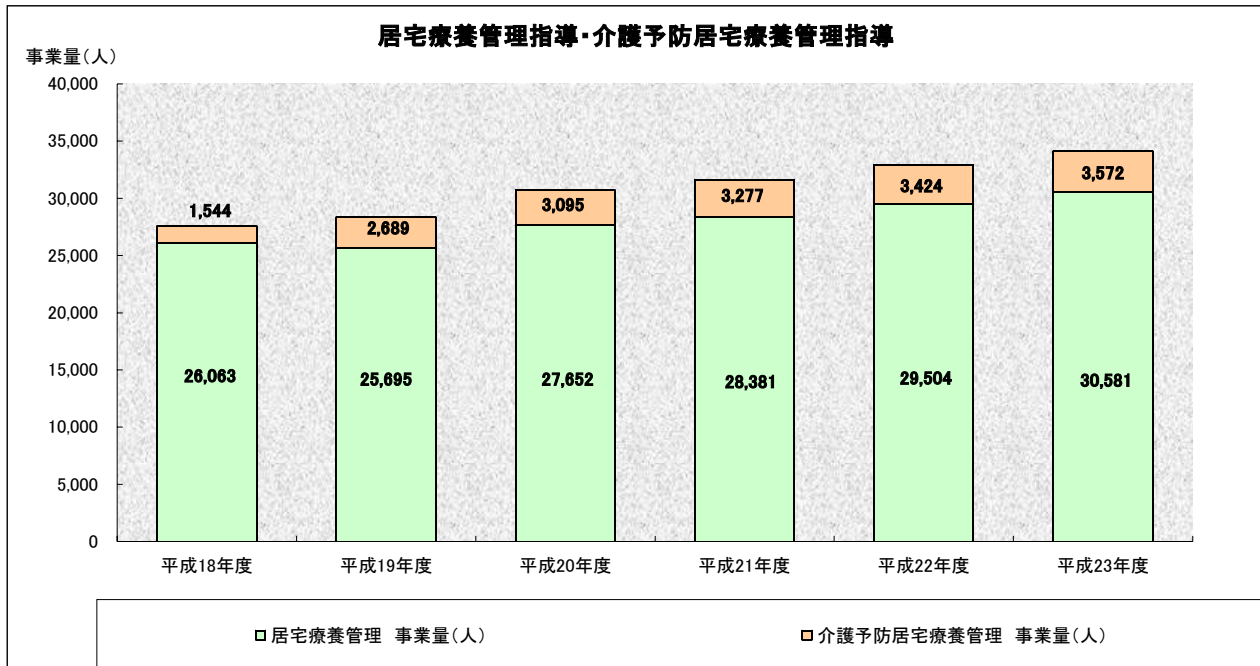


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の事業量見込の推移

(年間)

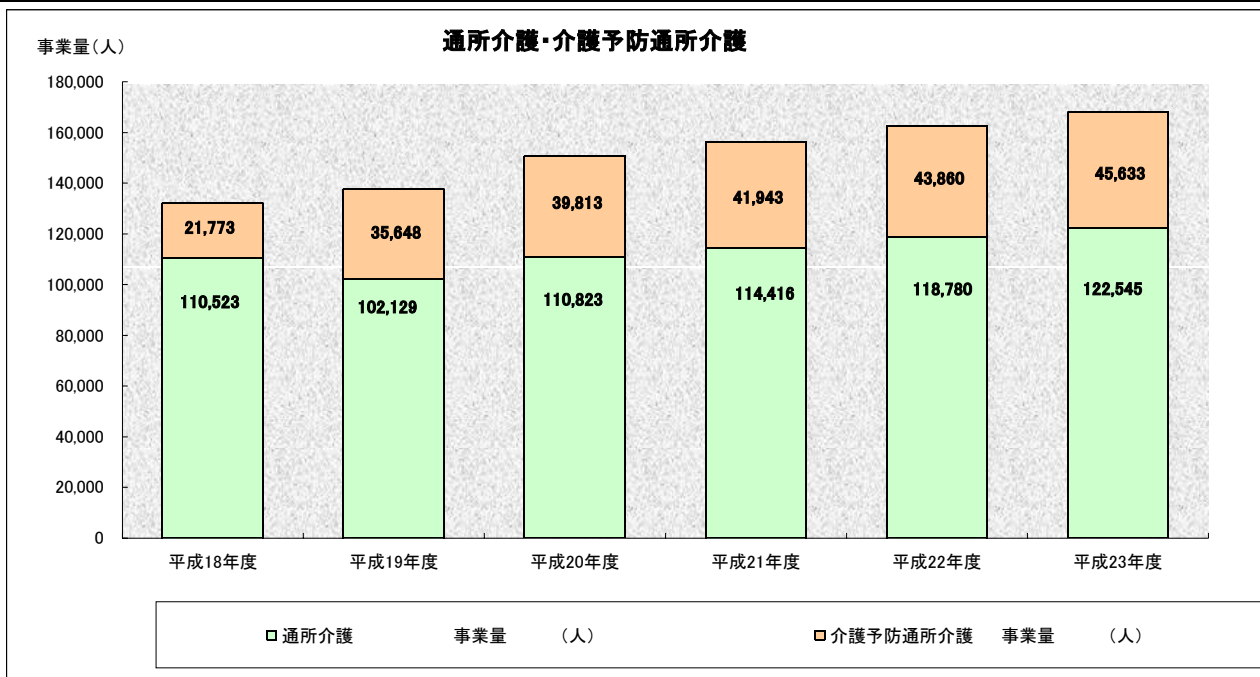
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導 事業量 (人)	26,063	25,695	27,652	28,381	29,504	30,581
介護予防居宅療養管理指導 事業量 (人)	1,544	2,689	3,095	3,277	3,424	3,572



通所介護・介護予防通所介護の事業量見込の推移

(年間)

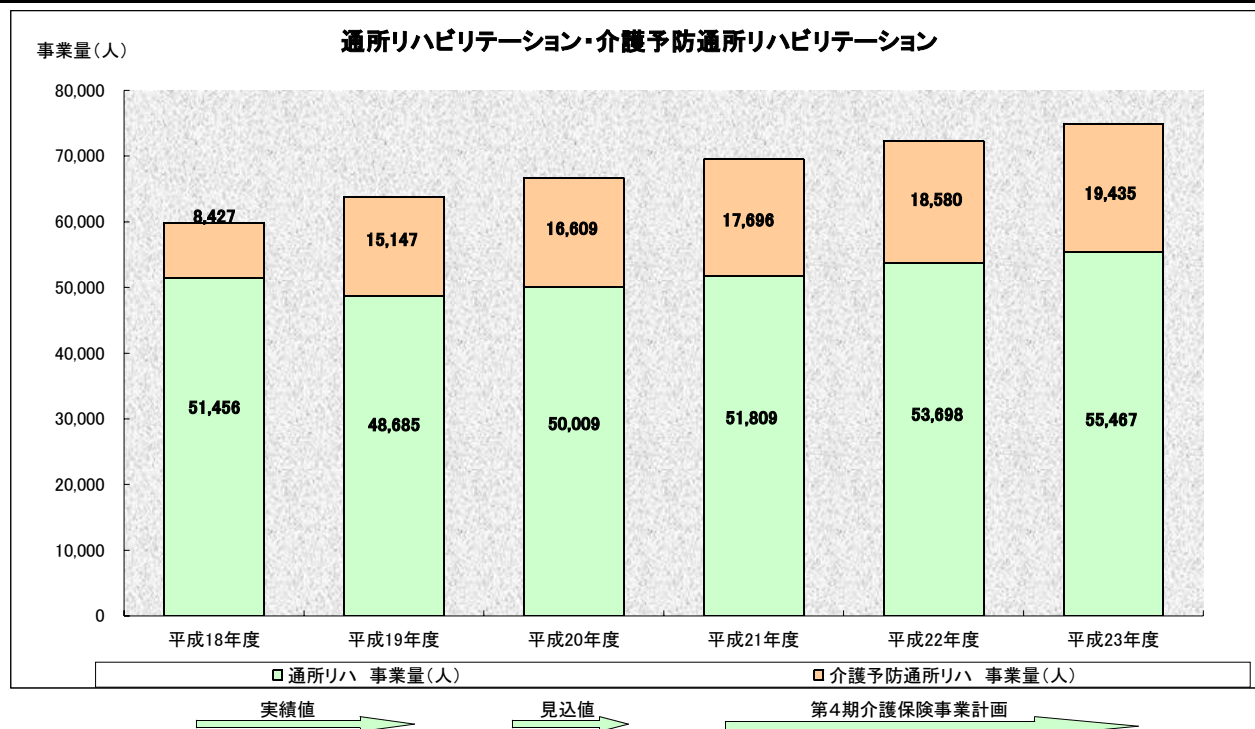
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護 事業量 (人)	110,523	102,129	110,823	114,416	118,780	122,545
介護予防通所介護 事業量 (人)	21,773	35,648	39,813	41,943	43,860	45,633



通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの事業量見込の推移

(年間)

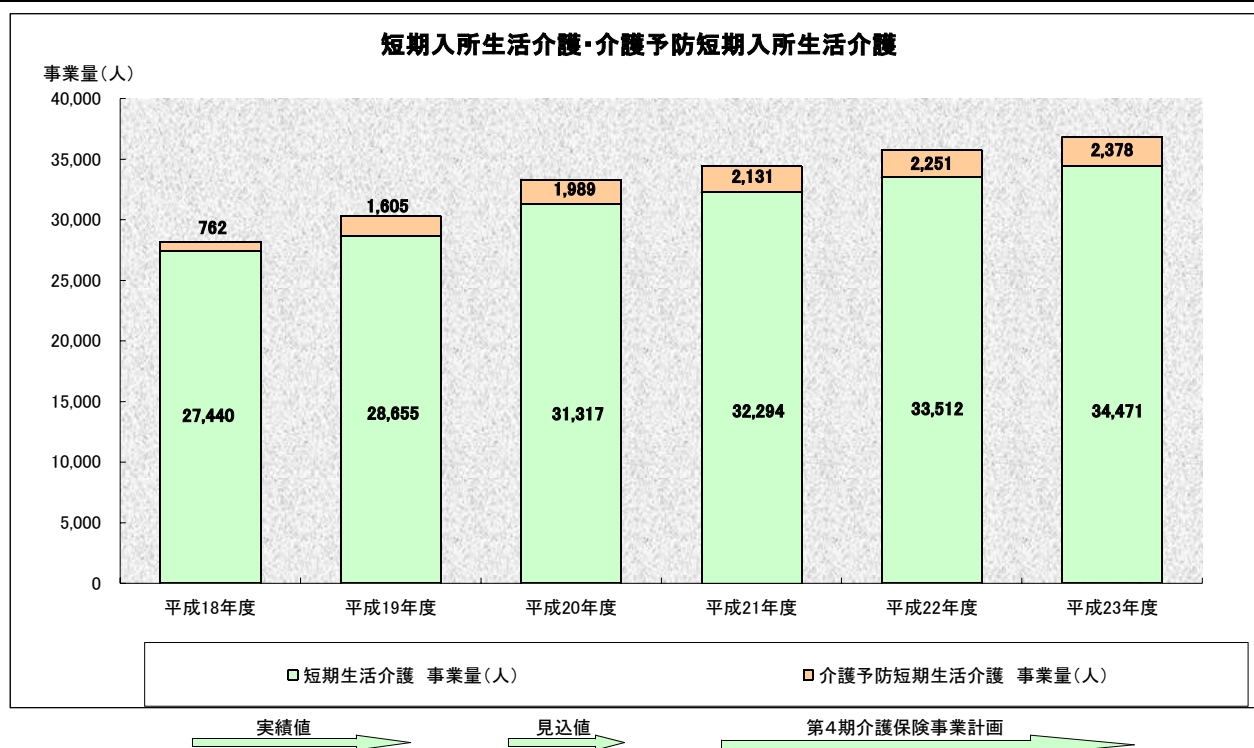
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション 事業量 (人)	51,456	48,685	50,009	51,809	53,698	55,467
介護予防通所リハビリテーション 事業量 (人)	8,427	15,147	16,609	17,696	18,580	19,435



短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の事業量見込の推移

(年間)

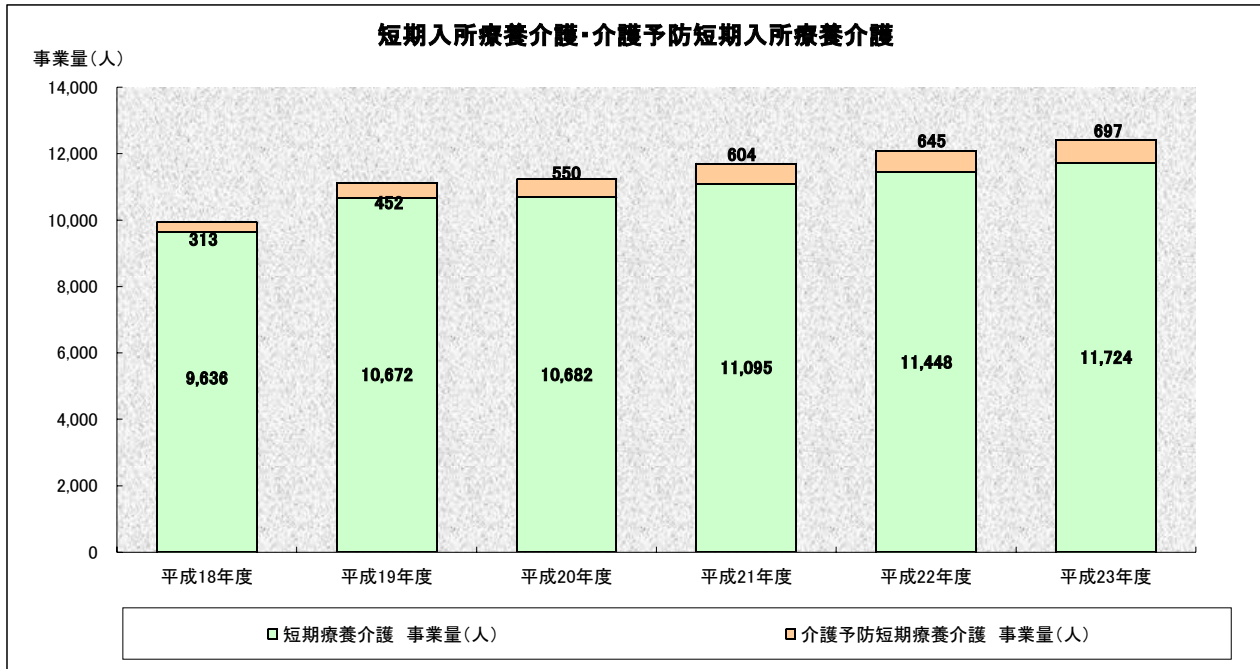
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所生活介護 事業量 (人)	27,440	28,655	31,317	32,294	33,512	34,471
介護予防短期入所生活介護 事業量 (人)	762	1,605	1,989	2,131	2,251	2,378



短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護 事業量 (人)	9,636	10,672	10,682	11,095	11,448	11,724
介護予防短期入所療養介護 事業量 (人)	313	452	550	604	645	697

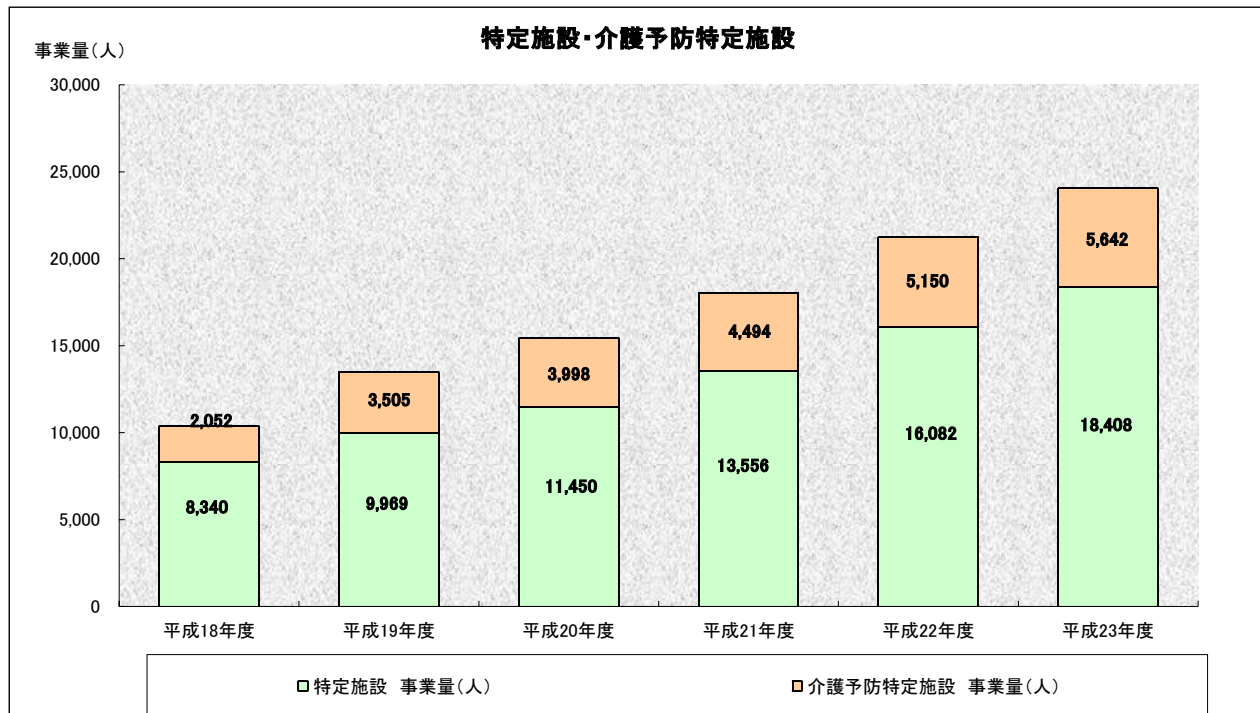


→ 実績値
→ 見込値
→ 第4期介護保険事業計画

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設 事業量 (人)	8,340	9,969	11,450	13,556	16,082	18,408
介護予防特定施設 事業量 (人)	2,052	3,505	3,998	4,494	5,150	5,642

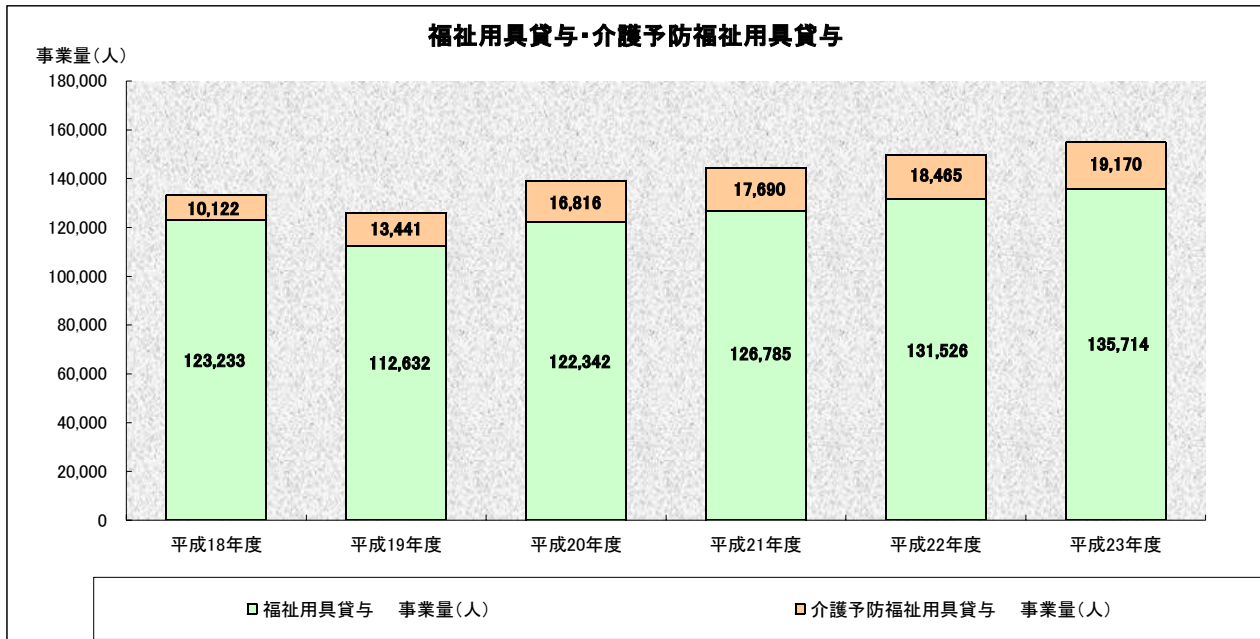


→ 実績値
→ 見込値
→ 第4期介護保険事業計画

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具貸与 事業量 (人)	123,233	112,632	122,342	126,785	131,526	135,714
介護予防福祉用具貸与 事業量 (人)	10,122	13,441	16,816	17,690	18,465	19,170

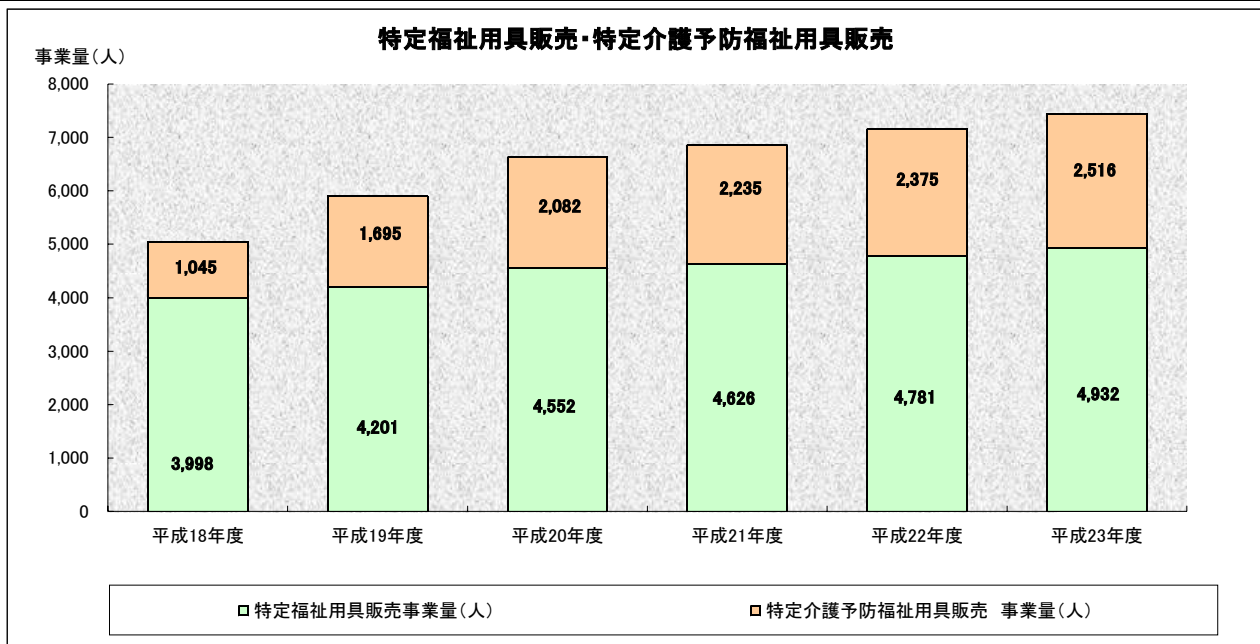


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定福祉用具販売 事業量 (人)	3,998	4,201	4,552	4,626	4,781	4,932
特定介護予防福祉用具販売 事業量 (人)	1,045	1,695	2,082	2,235	2,375	2,516

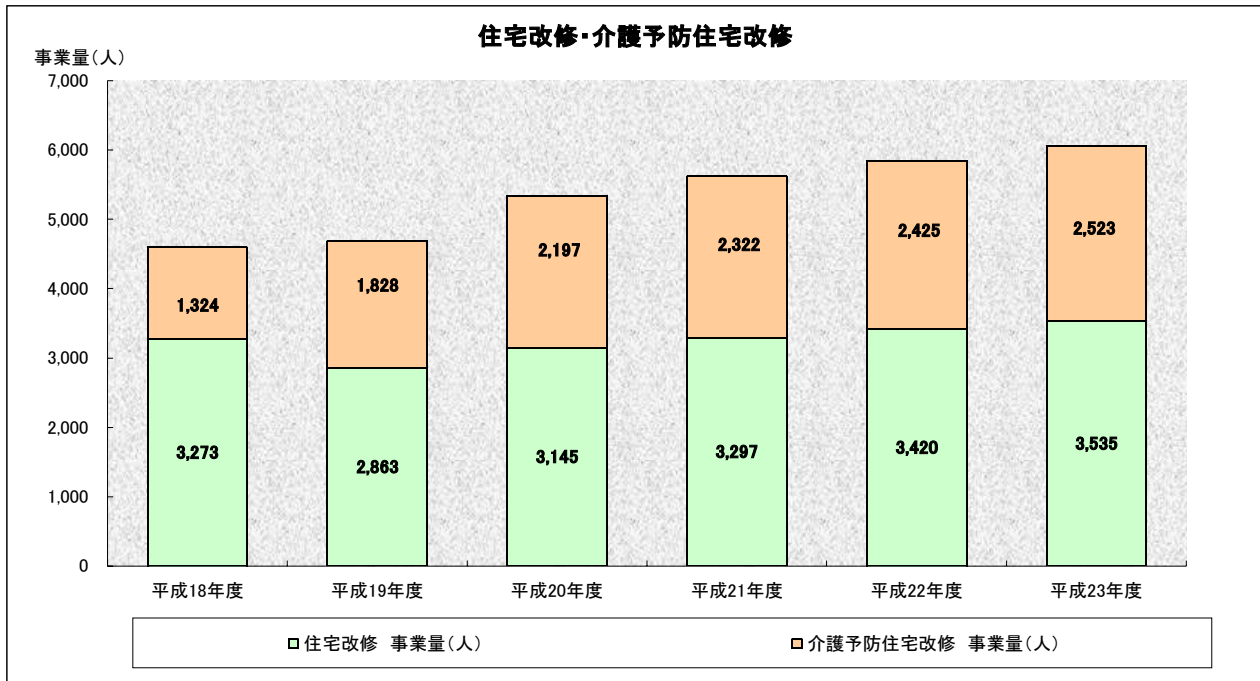


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

住宅改修・介護予防住宅改修の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修 事業量 (人)	3,273	2,863	3,145	3,297	3,420	3,535
介護予防住宅改修 事業量 (人)	1,324	1,828	2,197	2,322	2,425	2,523

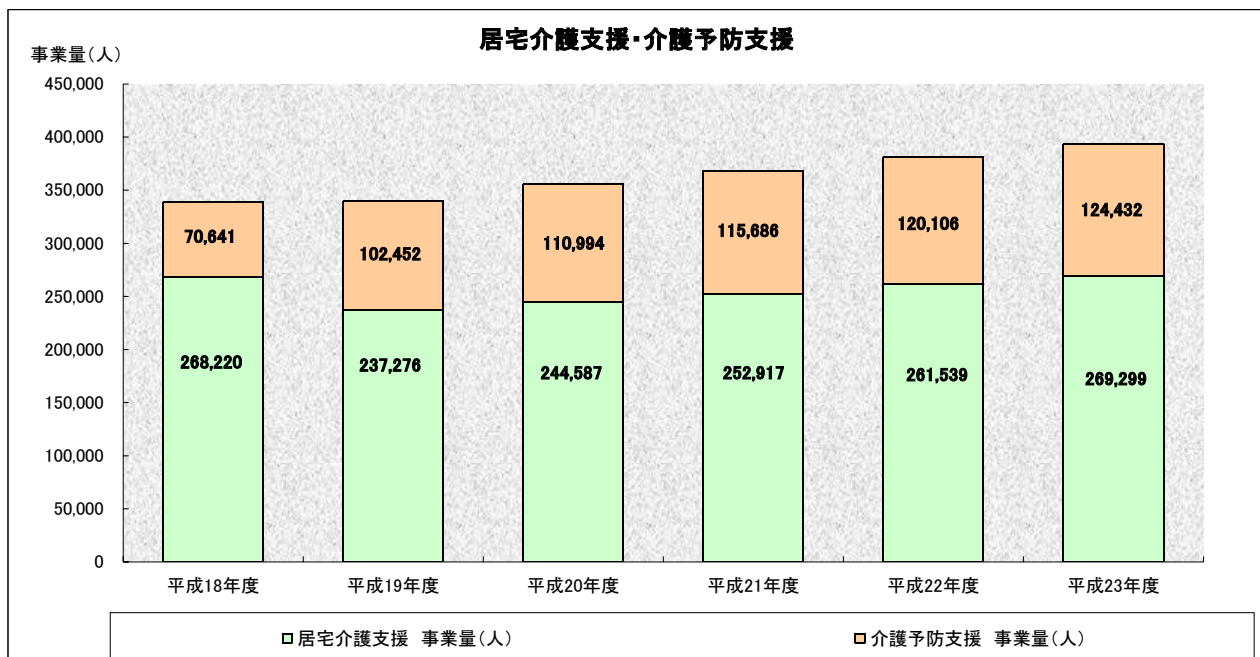


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

居宅介護支援・介護予防支援の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援 事業量 (人)	268,220	237,276	244,587	252,917	261,539	269,299
介護予防支援 事業量 (人)	70,641	102,452	110,994	115,686	120,106	124,432

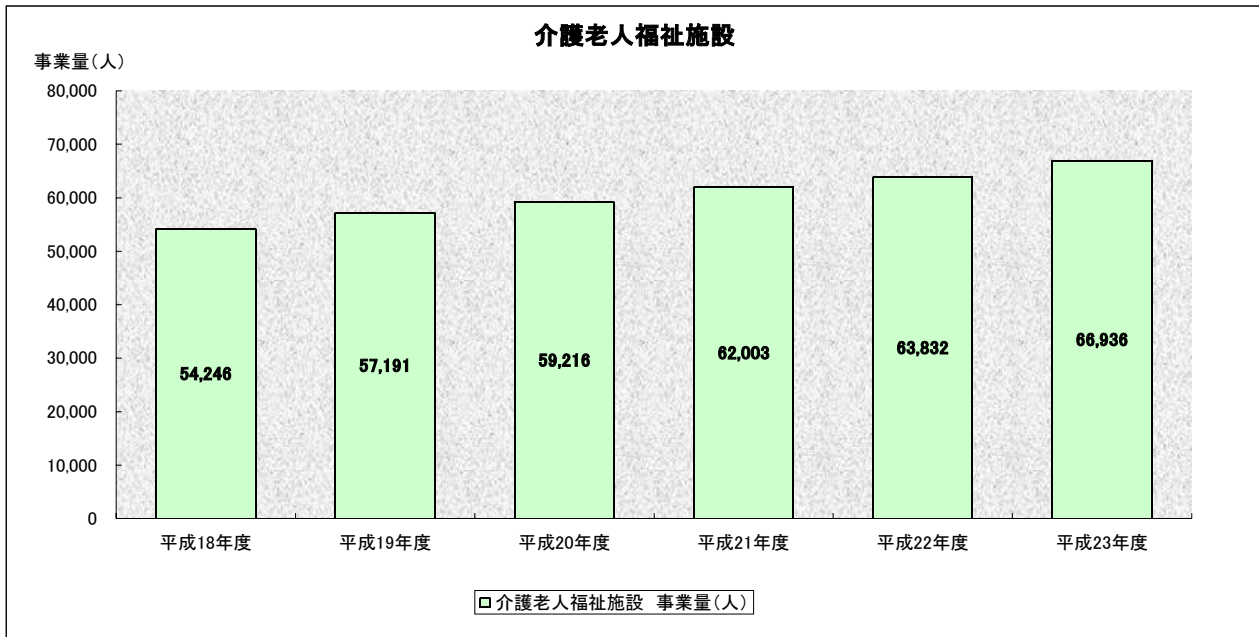


→ 実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画

■施設サービスの事業量見込の推移
介護老人福祉施設の事業量見込の推移

(年間)

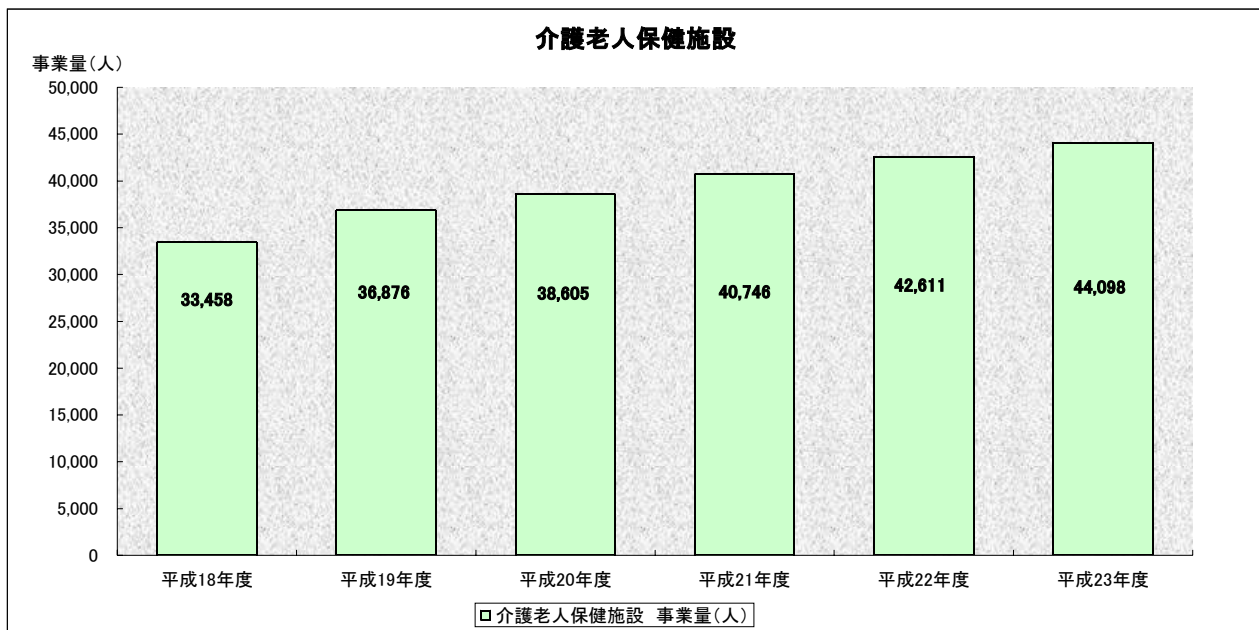
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設 事業量 (人)	54,246	57,191	59,216	62,003	63,832	66,936



介護老人保健施設の事業量見込の推移

(年間)

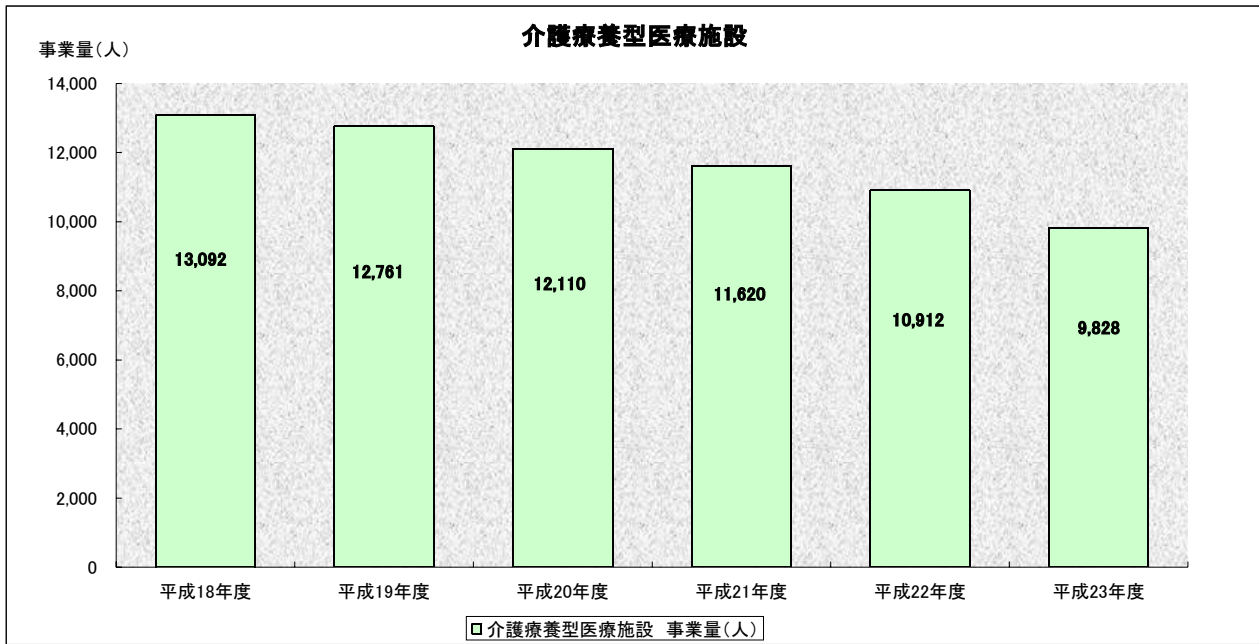
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人保健施設 事業量 (人)	33,458	36,876	38,605	40,746	42,611	44,098



介護療養型医療施設の事業量見込の推移

(年間)

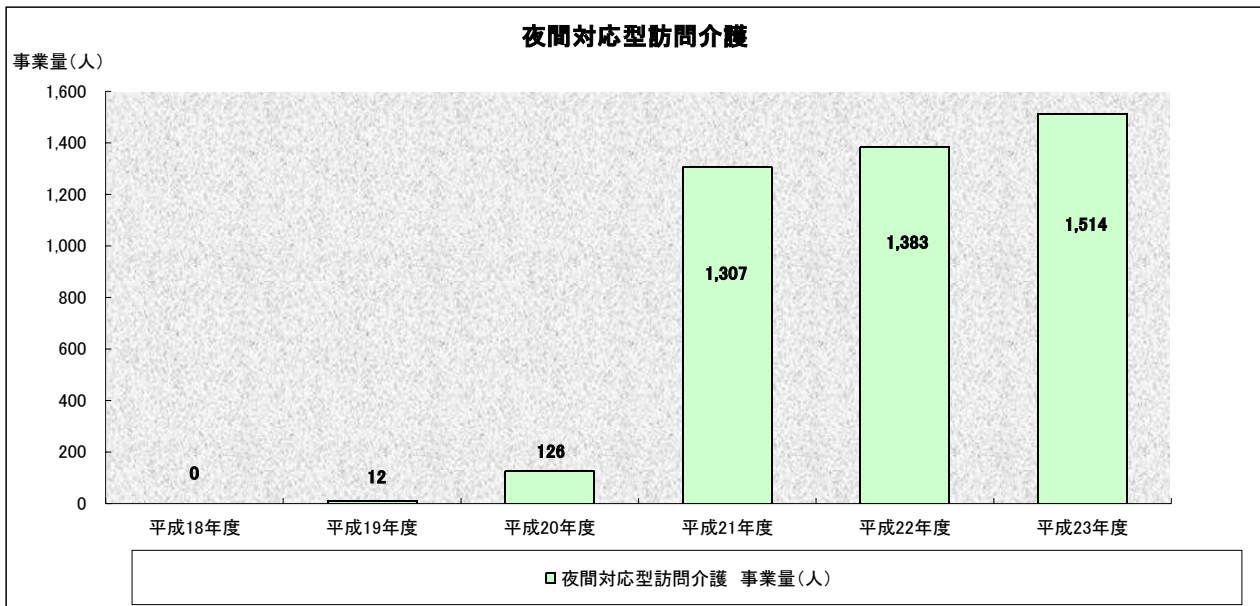
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護療養型医療施設 事業量 (人)	13,092	12,761	12,110	11,620	10,912	9,828



■地域密着型サービスの事業量見込の推移
夜間対応型訪問介護の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護 事業量 (人)	0	12	126	1,307	1,383	1,514

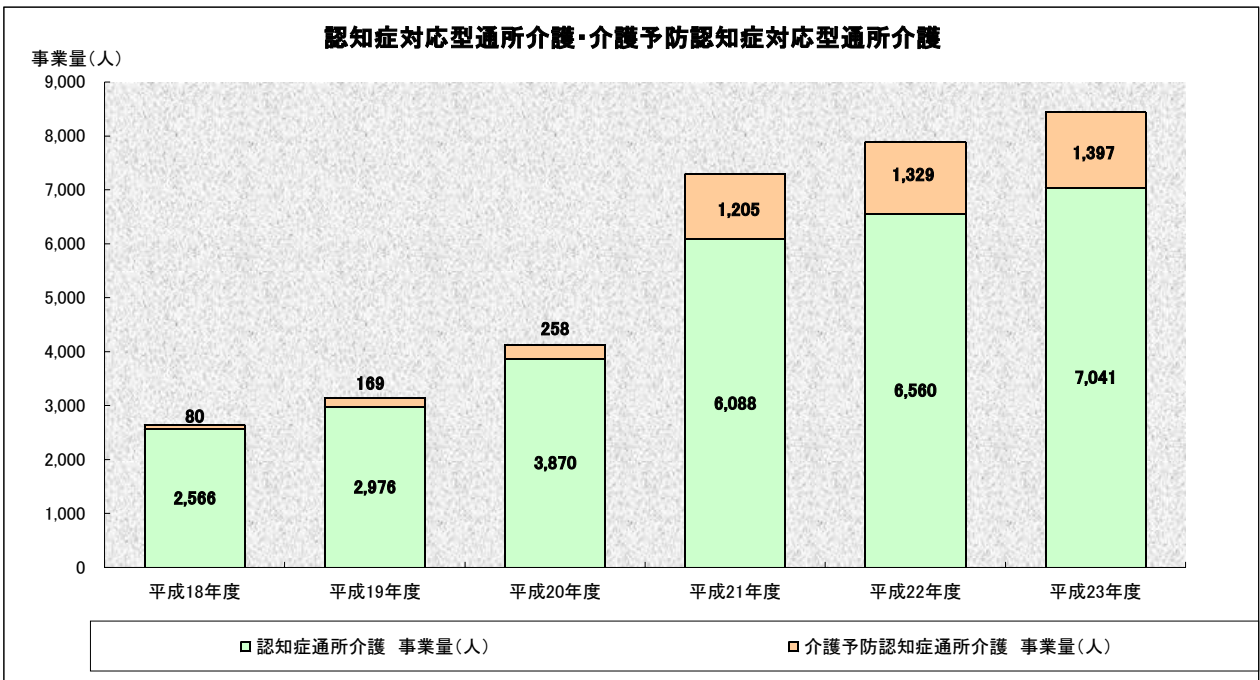


実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画 →

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護 事業量 (人)	2,566	2,976	3,870	6,088	6,560	7,041
介護予防認知症対応型通所介護 事業量(人)	80	169	258	1,205	1,329	1,397

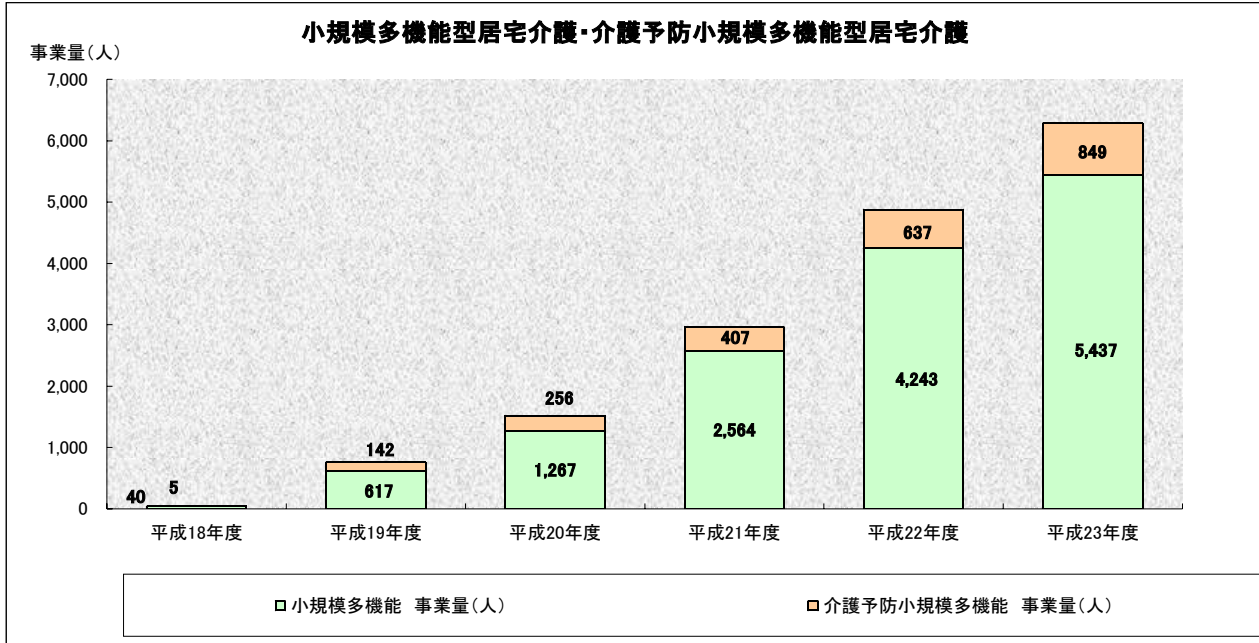


実績値 → 見込値 → 第4期介護保険事業計画 →

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業量見込の推移

(年間)

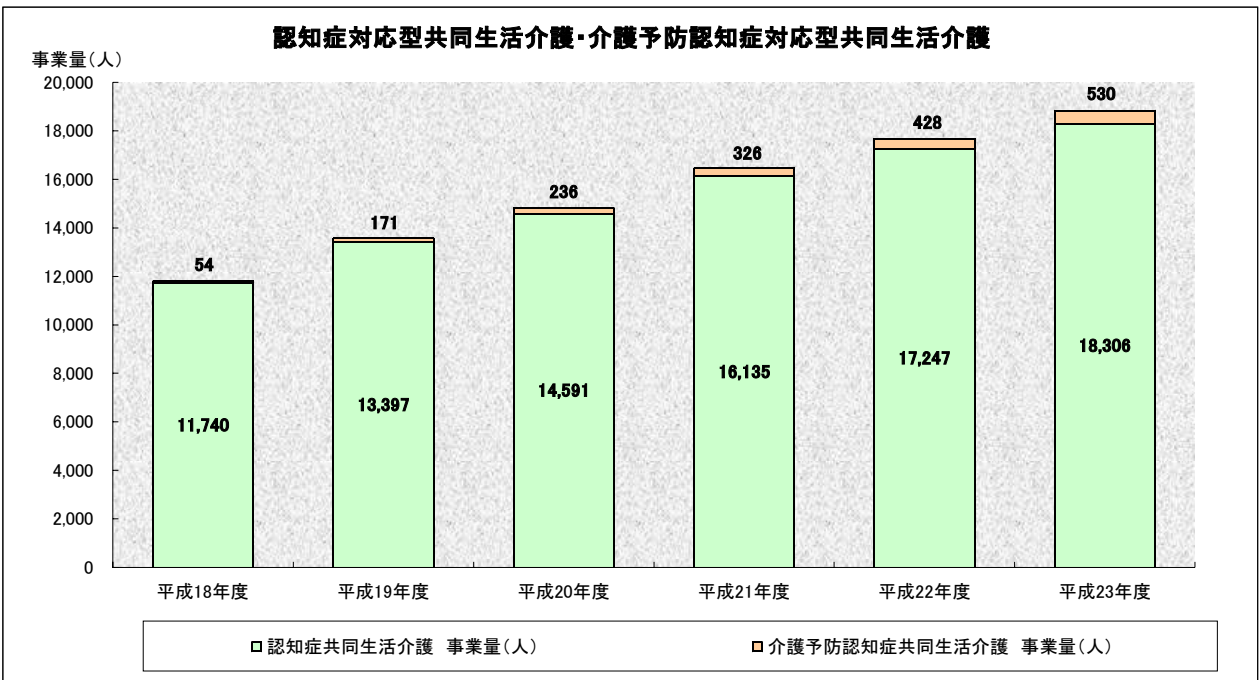
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小規模多機能型居宅介護 事業量 (人)	40	617	1,267	2,564	4,243	5,437
介護予防小規模多機能型居宅介護 事業量(人)	5	142	256	407	637	849



認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業量見込の推移

(年間)

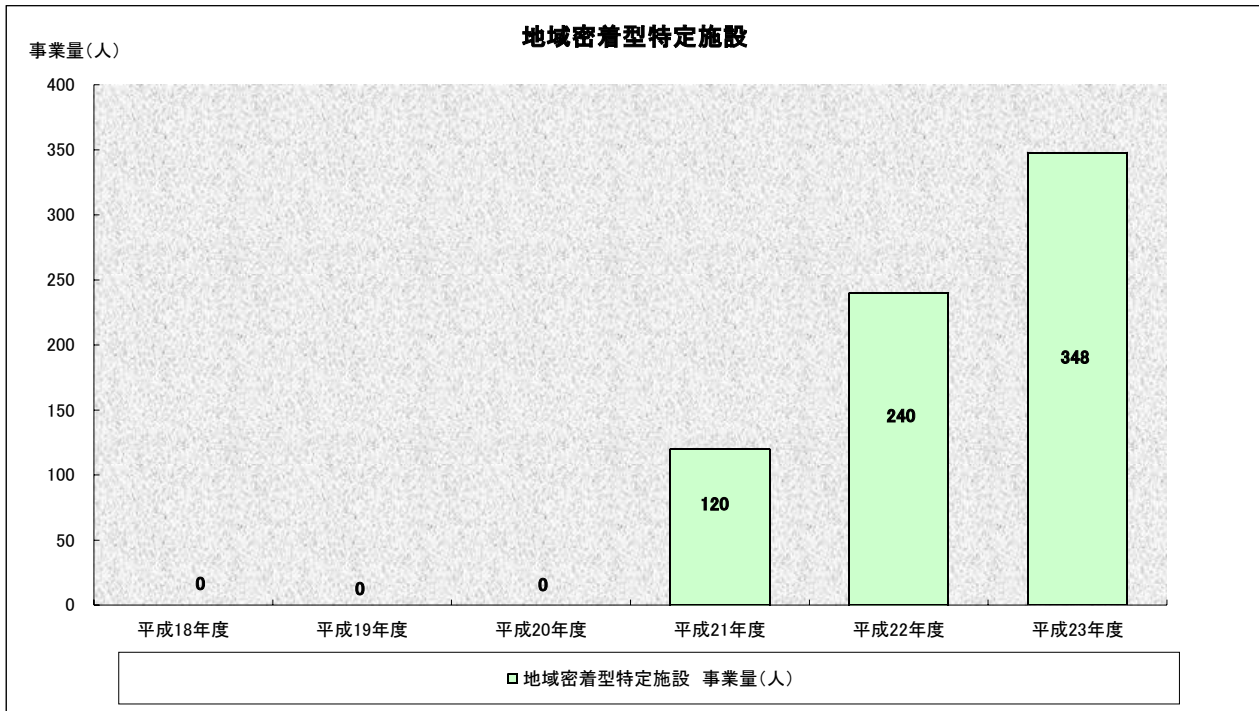
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護 事業量 (人)	11,740	13,397	14,591	16,135	17,247	18,306
介護予防認知症対応型共同生活介護 事業量(人)	54	171	236	326	428	530



地域密着型特定施設入居者生活介護の事業量見込の推移

(年間)

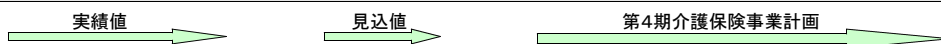
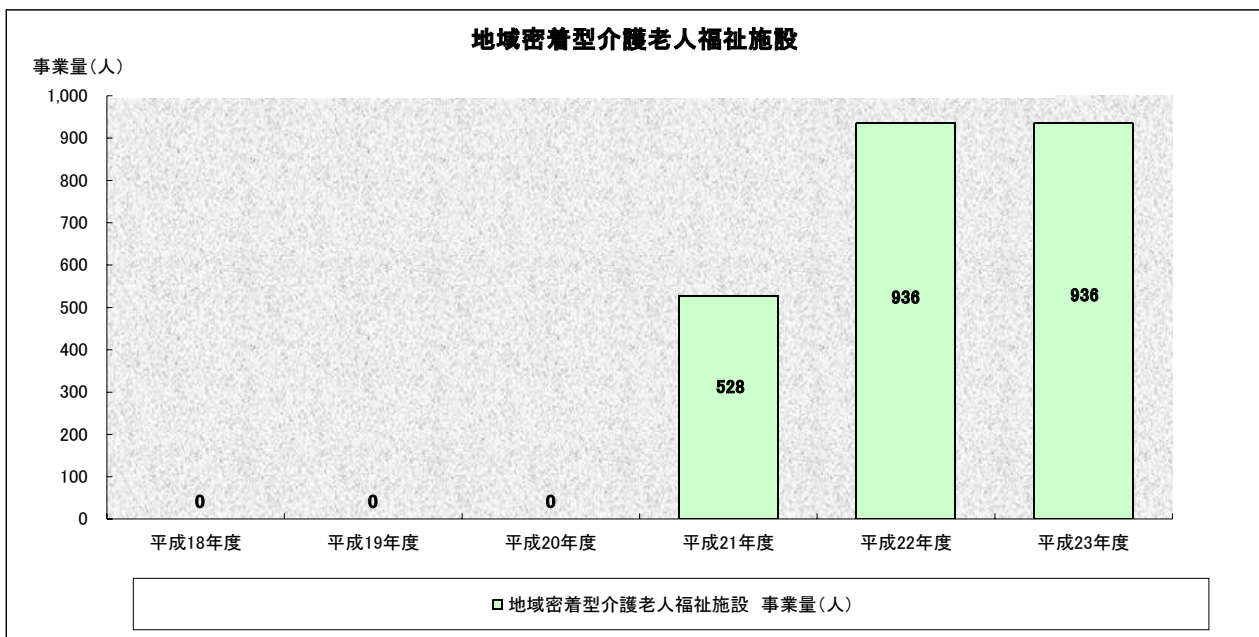
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型特定施設 事業量 (人)	0	0	0	120	240	348



地域密着型介護老人福祉施設の事業量見込の推移

(年間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型介護老人福祉施設 事業量(人)	0	0	0	528	936	936



用語の解説

か	介護サービス計画 (ケアプラン)	介護サービスの提供に際して、要介護者等の状況を総合的に評価し、療養や介護等を含む生活全般の問題点やニーズを明らかにし、適切なサービスを提供することを内容とした計画であり、介護支援専門員(ケアマネジャー)等が作成するものをいう。
か	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	適切な介護サービスが提供できるように、事業者や施設などとの連絡・調整を行ったり、利用者の相談にのったりして介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職をいう。
か	介護相談員	サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者をいう。申し出のあったサービス事業所等に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図る。
か	介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって定められ、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある人に対し入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また介護者を指導、援助する国家資格をいう。
か	介護保険給付	保険者があらかじめ定められた基準によって被保険者に対して行う給付をいう。 介護保険による保険給付は、 要介護者に対する介護給付 要支援者に対する予防給付 市町村の独自給付である市町村特別給付 の3種類がある。
き	居宅介護支援事業所	要介護(支援)認定申請手続の代行やケアプランを作成・管理する機関。介護支援専門員が必ず配置されることになっており、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行う。
け	ケアプラン	「か 介護サービス計画」をご覧ください。
け	ケアマネジャー	「か 介護支援専門員」をご覧ください。
け	ケアマネジメント	要援護の高齢者などが抱える複雑なニーズに対し、サービスを適切に選択できるようにし、保健・福祉・医療の各機関が連携し連続的な援助をするため、ニーズとサービスの調整を図る作業をいう。 介護保険では、ケアマネジメントの中核的担い手が介護支援専門員(ケアマネジャー)であり、認定 アセスメント ケアプラン作成 サービスのあっせん・調整 ケアプランの見直しというプロセスが行われる。
け	健康日本21	平成12(2000)年から平成22(2010)年までに達成すべき具体的な目標値等を示した「21世紀における国民の健康づくり運動」のこと。

け	健康なら 2 1 計画	健康寿命の延伸と早世の減少を柱として、より健康でより豊かな長寿社会の実現を目指し、平成13年度に策定した県民の健康づくりの指針。
け	言語聴覚士	音声機能や言語機能、聴覚に障害のある人を対象に、その機能の維持・向上を図るため、言語などの訓練や必要な検査、助言、指導を行う国家資格を持った人のことをいう。
さ	作業療法士 (OT;Occupational Therapist)	身体又は精神に障害のある方に対し、様々な作業活動を用いて治療や機能訓練、援助を行い、積極的な生活を送る能力を獲得させることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される国家資格。
さ	参酌標準	「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において示される、市町村及び都道府県が介護保険サービス量等を見込むにあたり参考とする標準値。
し	歯科衛生士	歯科医師の指導の下に、歯石除去や歯科保健指導などの歯科医療に関する業務を行う者をいい、歯科衛生士法に基づく国家資格を要する。平成18年4月から、新予防給付や介護予防事業で口腔ケアを行う。
し	社会福祉士	社会福祉士法及び介護福祉士法によって定められ、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う国家資格のこと。
し	若年性認知症	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因はさまざまである。10万人あたり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。なお、発症原因が老化でない場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。
し	主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	平成18年4月から地域包括支援センターに配置された地域のネットワークづくりや支援事例に対応するスーパーバイザー的な介護支援専門員。 原則として、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員の実務経験を有し、介護支援専門員への相談対応や支援等に関する知識や能力を有する者とされている。
し	償還払い	介護サービス利用者がいったん事業者・施設に費用の全額を支払い、事業者・施設から交付される領収書等を市町村に提出することにより、後から保険給付の償還を受ける仕組みのことをいう。
し	新予防給付	要支援1、要支援2と判定された方に対する給付。介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、平成18年4月より従来の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制が見直された。

た	第1号被保険者	<p>市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の方をいう。その市町村における被保険者資格の取得は、当該市町村の区域内に住所を有するに至ったときであり、住所を有しなくなった日の翌日（住民でなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは当日）に資格を喪失する。</p> <p>ただし、第1号被保険者が介護保険施設と特定施設（以下「施設等」という）に入所するために住所を変更した場合は、複数施設等に継続的に入所しており、途中で施設等以外の住所に変更している場合を除いて、変更前の市町村の被保険者となる（住所地特例）。</p> <p>身体障害者福祉法に基づく障害者療護施設等の適用除外施設に入所している場合は、当分の間、第1号被保険者とならない。</p>
た	第2号被保険者	<p>市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき、既に住所を有する者が医療保険加入者となったとき、そのいずれもが該当するに至った日から当該市町村における被保険者資格を取得し、他の市町村の区域内に住所を有するに至った日に、前の市町村における被保険者資格を喪失する。また、医療保険加入者でなくなった日から、第2号被保険者としての資格を喪失する。</p>
ち	地域支援事業	<p>被保険者が、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する「介護予防事業」「総合相談支援・権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント」「家族介護支援事業」などの総称。</p> <p>平成18年度の介護保険法改正により、市町村を責任主体とした制度として位置づけられ、公費及び介護保険料を財源として実施している。</p>
ち	地域包括支援センター	<p>介護保険法の改正により創設された、市町村等が設置する機関で、</p> <p style="padding-left: 2em;">介護予防マネジメント 総合相談・支援、 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント</p> <p>を担い、地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中核機関。</p>
ち	地域密着型サービス	<p>認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように設けられたサービス。市町村が事業者の指定を行い、原則として当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。</p>
に	日常生活圏域	<p>各市町村で、地理的条件、人口、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの活動単位など、地域の特性を踏まえて設定された、地域密着型サービスを中心とした介護基盤の</p>

に	認知症	<p>整備単位。</p> <p>脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安などの行動や精神症状も出現する。</p>
ほ	包括的支援事業	<p>地域支援事業のうち、市町村等が実施する、介護予防事業のマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントの支援に係る事業。地域包括支援センターの行う中核事業である。</p>
ほ	保健福祉事業	<p>市町村が行うことができるのとされている要介護状態にある被保険者を介護する者等に対する介護方法の指導等の支援事業、被保険者が要介護状態となることを予防する事業、指定居宅サービスや介護保険施設の運営等保険給付のために必要な事業、介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金の貸付け等必要な事業の総称。これらの事業の主たる財源は、当該市町村における第1号被保険者の保険料から賄うこととなっている。</p>
ほ	保険者	<p>保険や年金の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、地域住民にとって介護保険を運営するに最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。</p> <p>保険者としての役割としては、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務（国保連への委託分もある）サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の作成、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収等がある。</p>
ま	マネジメント	<p>一般的には、管理・経営という意味。福祉分野では、各種のサービスを総合的・効率的に提供するための仕組みや調整のことをいう。</p> <p>具体的には、以下のものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の要望(ニーズ)を明らかにする課題分析(アセスメント) 高齢者が介護サービスを適切かつ総合的に利用できるようにする介護サービス計画(ケアプラン)や介護予防プランの立案 サービスを提供する事業者等との調整や仲介 サービスの継続的な把握・評価(モニタリング)
ゆ	ユニットケア	<p>特別養護老人ホーム等において、いくつかの居室と共用スペースを一つの生活単位として整備し、少人数で居宅に近い環境の中で、自立生活を支援するケアの形態。</p>
よ	要介護状態	<p>要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、ある程度長期にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。程度に応じて要介護度が1から5までに区分される。</p>

よ	<p>予防重視型システム</p>	<p>要支援状態とは、状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上または精神上的の障害があるためにある程度長期にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。程度に応じて2つに区分される。</p> <p>要支援など軽度の方へのサービスが本人の状態の改善につながっていない傾向にあることから、平成18年度より従来の予防給付について、対象者の範囲、サービス内容を見直して、新予防給付として提供された。</p> <p>また、要介護状態になることへの予防や悪化防止のため、介護予防事業を実施するとともに、地域において包括的・継続的マネジメント機能を強化する事業（地域支援事業）が介護保険制度に位置づけられた。</p>
り	<p>理学療法士 (P T ; Physical Therapist)</p>	<p>マッサージ、運動、入浴、電気治療等の理学的治療技術を施す専門技術者。</p>

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 奈良県における老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体的に策定するため、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 奈良県高齢者福祉計画策定ワーキンググループに対する助言・指導に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表者
- (3) 議会関係者
- (4) 自治体代表
- (5) 住民代表

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 特別の事項を検討する必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱し、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、第3条に規定する委員及び第4条に規定する専門委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部長寿社会課において行う。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

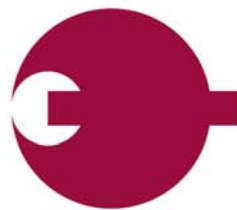
附 則

この要綱は、平成20年9月8日から施行する。

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会委員名簿

委員氏名	所 属
秋 吉 美由紀	奈良県老人福祉施設協議会理事
今 村 知 明	公立大学法人奈良県立医科大学教授
上 田 清	市長会代表（大和郡山市長）
小 田 兼 三	東京福祉大学教授
北 井 悟 司	日本労働組合総連合会奈良県連合会副会長
北 岡 篤	町村会代表（吉野町長）
竹 村 恵 司	社団法人奈良県医師会理事
寺 川 佐知子	社団法人奈良県看護協会第1副会長
中 辻 平 八	社団法人奈良県歯科医師会常務理事
服 部 恵 竜	奈良県議会少子・高齢化社会対策特別委員会委員長
久 富 充 廣	社団法人奈良県病院協会理事
平 井 基 陽	奈良県老人保健施設協議会会長
前 田 伊津子	公募
三 浦 玉 代	奈良県老人クラブ連合会女性部会副部会長
元 根 久 子	公募

五十音順 敬称略



奈良県

第4期奈良県介護保険事業支援計画

発行：奈良県福祉部長寿社会課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-22-1101（代表）